

日事連・建築士事務所賠償責任保険
事故事例集



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
Japan Association of Architectural Firms

平成29年6月作成





はじめに

「建築士事務所の損害賠償保障制度・11月から発足」、「日事連が保障制度・建築士事務所のミス救済」など、昭和58年(1983)8月9日付の日本経済新聞はじめ建設業界専門誌各社が、見出しに工夫を凝らし一斉に報道しました。日事連・建築士事務所賠償責任保険(建賠保険)は、事務所協会会員事務所のための福利厚生事業の一つとして、この年11月1日スタートしました。会員事務所が、万一の設計ミスを犯し、不幸にして賠償請求を受けるような事態に陥ったときに、救済できる制度をとる要望に応え生まれたものです。その背景には、自動車事故被害者救済のための強制保険である「自賠責」に習って、建築主にご迷惑をおかけすることになったとき、いわば「事賠責」として「消費者保護」に役立てようとの意図もありました。

30有余年の歴史の中で、損害率の上昇により保険料の値上げをせざるを得ない時期も経験しましたが、今日に至るまで多くの加入者に支えられ、縁の下の力持ちとしての役目を果たすことができました。その間に数々の事故が処理されてきました。建賠保険の普及機関でもある日事連サービス設立後の20年余の間だけでも、ファイルナンバーとして記録されたその数は、1,200件を超えました。

こうした事故の記録を、ファイルしておくだけでは余りにも「もったいない」ということから、このほど16の事例を抽出し「事故事例集」として纏めました。「人のふり見て、わがふり直せ」とは、古来言い伝えられてきた生活の知恵ですが、加えて、建賠保険の機能の理解や、万一の事故の際の保険会社の対応あるいは判断の道筋など、今後の皆様の事務所のリスクマネジメントに役立てていただけそうな情報満載です。トラブル予防の一助になれば、この上ない喜びとするところです。

(一社)日本建築士事務所協会連合会
建賠保険等調査専門委員会





本事例集で使われている用語を以下に説明します。

■ **滅失・破損**

「滅失」とは、建築物がその物理的存在を失うことをいいます。次に「破損」とは建築物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。具体的には、「折れる・壊れる・ひびが入る」といった現象を意味します。

■ **設備事故**

外形的かつ物理的な滅失・破損が発生していない建築物の設備機器の性能に関する事故は、上述の原則に従えば保険金支払いの対象とはなりません。建築士事務所賠償責任保険では、「建築設備機能担保特約」により、給排水衛生・電気、空調設備の機能不発揮ならびに住宅の遮音性能に関して、1事故500万円、保険期間中1,000万円の支払限度額を設けて、補償対象としています。この特約の対象となる事故を設備事故といいます。

■ **申告損害額**

その事故について被保険者から申告のあった損害額をいいます。

■ **認定損害額**

申告損害額のうち保険会社が査定を行った結果、支払対象として認められた損害額をいいます。

■ **賠償責任額**

この事例集の中では、認定損害額に対し保険会社の査定判断によって被保険者の責任割合を按分した額をいいます。（認定損害額×被保険者の責任割合）

■ **免責金額**

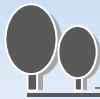
保険会社が保険金の支払いをする際に、被保険者が自己負担しなければならない金額のことです。

■ **支払保険金**

賠償責任額から免責金額を引いた額で、被保険者に対して実際に支払われる額をいいます。

本事例集について

本事例集に掲載している事故は、平成23年4月から平成27年3月までの間に、実際に起きた事故の中から、参考としていただきたいものを選定したものです。なお、実際に起きた事故を元に個人情報保護などの観点から加筆修正を加えておりますので、一部事実とは異なります。



— 目 次 —

1.	ALCパネル外壁にひび割れ発生	1
2.	ベタ基礎に沈下発生	2
3.	結露によりカビ発生	3
4.	床にたわみ発生	4
5.	片持ち庇にたわみ	5
6.	すが漏れによる屋根の損傷	6
7.	積雪荷重により倉庫が倒壊	7
8.	結露により天井仕上げ材が腐食	8
9.	床フローリングに浮きが発生	9
10.	土間コンクリート沈下	10
11.	空調機器の機能不発揮	11
12.	暖房設備の機能不発揮	12
13.	排水設備の能力不足	13
14.	空調機器の機能不発揮	14
15.	給水配管の凍結	15
16.	遮音の不備	16
17.	補償の対象とならなかった事例	17





1

ALCパネル外壁にひび割れ発生

対象建築物

- 用途: 結婚式場(新築工事)
- 構造: 鉄骨造 平屋建
- 延床面積: 1,320.61㎡

事故の現象

竣工後半年経って、厚さ120mmのALCパネル仕上げの外壁面全面にひび割れが発生した。

事故原因

- ・ ALC特有の縦目地を消すことによって、継ぎ目のないフラットな仕上がり面を創り出したいという意匠上の理由から、ほぼ全てのパネルジョイント部に目地処理材を充填し、その上から非弾性塗装を施したところ、想定を大きく上回るスピードでひび割れが発生・拡大した。
- ・ 事故原因は目地処理材を使用する際の設計・施工要件となる、ワーキングジョイントの設置基準を満たしていなかったことである。

補修内容と支払い保険金

超弾性系塗材とメッシュシートを併用した再塗装工事を実施した。

1. 申告損害額 : 1,290万円
2. 認定損害額 : 720万円
※改善・改良に該当する費用を否認した。
3. 賠償責任額 : 360万円(設計者責任50%)
※ワーキングジョイントの必要性や設置基準は、施工要領書にもはっきりと明記されており、施工者責任を50%とした。
4. 支払保険金 : 賠償責任額360万円－免責金額100万円＝260万円

配慮すべきポイント

建築物の用途によっては、デザイン優先になりがちであるが、仕上材や目地処理材に対してメーカーと十分な確認をし、材料の性質を理解して採用する必要がある。





2

ベタ基礎に沈下発生

対象建築物

- 用途：専用住宅（新築工事）
- 構造：木造（在来軸組工法） 地上2階建
- 延床面積：140.85㎡

事故の現象

竣工後1年5ヶ月経って、1階リビングダイニングの中央部の柱下ベタ基礎部分に沈下が発生した。

事故原因

リビングダイニング中央部の柱は、本建物の柱の中で最も負担面積が大きいものであったにもかかわらず、柱の下にフーチングを設置しなかったことによって、沈下が発生した。

補修内容と支払い保険金

是正工事はフーチングを新設した。

1. 申告損害額：125万円
2. 認定損害額：100万円
※フーチング新設に関連するコンクリート工事部分の費用は、改善・改良に該当するので、これを否認した。
3. 賠償責任額：100万円（設計者責任100%）
4. 支払保険金：賠償責任額100万円－免責金額10万円＝90万円

配慮すべきポイント

木造の場合は、重量が軽いので見過ごされやすいが、負担面積が大きく、軸力が通常の柱より過大になる場合は、フーチングを設けることや、ベタ基礎の厚さを部分的に増したりすることで、地反力や地盤沈下に対処することが必要になる。



3 結露によりカビ発生

対象建築物

- 用途: 専用住宅(新築工事)
- 構造: 木造(枠組壁工法) 地上2階/地下1階建
- 延床面積: 186.94㎡

事故の現象

竣工後5年経って、結露によりカビが発生、梁が腐食し、一部は欠損してしまった。

事故原因

天井断熱方式を採用しているにもかかわらず断熱層外側の通気を一切考慮していなかった。また暖房設備がガスストーブのため水蒸気が発生し、その空気が小屋裏にまわり、野地板の屋内面に大量の結露が発生し、小屋裏および壁内部の構造材や仕上材が腐食してしまった。

補修内容と支払い保険金

小屋裏に通気口を設け、腐食した構造材や仕上げ材を交換した。

1. 申告損害額 : 450万円
2. 認定損害額 : 390万円
※改善・改良工事部分を否認した。
3. 賠償責任額 : 390万円(設計者責任100%)
4. 支払保険金 : 賠償責任額390万円 - 免責金額10万円 = 380万円

配慮すべきポイント

天井断熱方式を採用するのであれば、小屋裏に通気口を設ける等の対策が必要であった。結露を生じさせないようにするために、通気性・断熱性や気密性を十分検討して設計する必要がある。



4 床にたわみ発生

対象建築物

- 用途: デンタルクリニック[1階診療所、2階住宅] (新築工事)
- 構造: 木造(在来軸組工法) 地上2階建
- 延床面積: 247.98㎡

事故の現象

竣工後1年3ヶ月ほど経って、2階リビングダイニングやベッドルームの床に最大20mmのたわみが発生した。

事故原因

1階中央準備室上部の複数の大梁の梁せいが不足していたために事故が発生した。

補修内容と支払い保険金

梁を補強し、たわみを直した。

1. 申告損害額 : 280万円
2. 認定損害額 : 170万円
※改善・改良部分は否認した。
3. 賠償責任額 : 119万円(設計者責任70%)
※施工者は梁せい不足を指摘できる立場にあったため責任を30%とした。
4. 支払保険金 : 賠償責任額119万円－免責金額10万円＝109万円

配慮すべきポイント

木造の梁においても、構造計算や汎用されている断面表等を参考にして、構造上の安全性を確認する必要がある。



5

片持ち庇にたわみ

対象建築物

- 用途：国営公園内の飲食施設（新築工事）
- 構造：鉄筋コンクリート造 平屋建
- 延床面積：879.71㎡

事故の現象

竣工後1年経ったところで、建物全周に設けられている2.5mの片持ち庇に規定を大きく上回るたわみが発生、その最大値は162mmに達した。その影響で躯体コンクリートにひび割れが発生し、さらにアルミサッシの変形、ガラスのひび割れが生じた。

事故原因

構造設計は、協力事務所である構造設計事務所に外注したが、長期たわみに対する検討を全く行っていなかった。その結果、庇の変形量は長期たわみの許容値である1/250を大きく上回っていた。

補修内容と支払い保険金

損壊部分を補修・交換した。庇のたわみ是正は新たに庇の先端部に柱を設置することで解決した。

1. 申告損害額：2,300万円
2. 認定損害額：2,100万円
※柱の設置工事は改善・改良工事費として、これを否認した。
3. 賠償責任額：1,050万円（設計者責任100%のうち、元請設計者責任50%）
※協力構造設計事務所責任を50%とした。
4. 支払保険金：賠償責任額1,050万円－免責金額10万円＝1,040万円

配慮すべきポイント

片持ち庇や梁では、両端支持の部材よりも大きなたわみが生じるので、十分な配慮が必要である。また、地震時における鉛直震度も考慮して設計する必要がある。



6

すが漏れによる屋根の損傷

対象建築物

- 用途: 専用住宅(新築工事)
- 構造: 木造(在来軸組工法) 地上2階建
- 延床面積: 58.84㎡

事故の現象

竣工後8年経って、すが漏れにより屋根の損傷が発生した。

事故原因

- 屋根葺き材として採用したアスファルトシングル材を屋根勾配10%で仕上げたことが原因であり、氷柱および氷堤発生時のすが漏れを食い止めることができなかった。
※一般地域における釘打ち工法採用時の、屋根勾配についてのメーカー推奨値は25～30%、積雪地域においては35%である。
- 通気層の高さが24mmしか確保されていなかったことも原因の1つと考えられる。

補修内容と支払い保険金

屋根を全面的に葺きかえ、通気層を確保した。

1. 申告損害額 : 240万円
2. 認定損害額 : 220万円

※通気層確保のための工事は、改善・改良工事費に該当するため否認した。また廃材運搬処理費と荷揚げ費を下方修正した。

3. 賠償責任額 : 154万円(設計者責任70%)

※施工者は多雪地域において長年建築に携わっており、すが漏れの発生を予見できたと判断し、施行者責任を30%とした。

4. 支払保険金 : 賠償責任額154万円－免責金額10万円＝144万円

配慮すべきポイント

多雪地域では、屋根葺き材の材質に応じて、屋根勾配と屋根形状に十分な配慮が必要である。





7

積雪荷重により倉庫が倒壊

対象建築物

- 用途: 倉庫15棟(新築工事)
- 構造: 木造(在来軸組工法) 平屋建
- 延床面積: 15棟計16,594.81㎡

事故の現象

竣工後3年経って多雪地域の倉庫15棟のうち、2棟が積雪荷重で倒壊し、13棟が部分的に破損した。

事故原因

構造計算は、協力事務所である構造設計事務所に外注したが、木造トラスを構成する主要部材の一部と部材同士を緊結する接合金物の強度検討が、不適切であったために事故が発生した。

補修内容と支払い保険金

2棟を建て直し、13棟は破損部を補修し、補強した。

1. 申告損害額 : 1億6,600万円
2. 認定損害額 : 1億5,000万円
※改善・改良工事の費用を否認した。
3. 賠償責任額 : 4,500万円(設計者責任100%のうち、元請設計者責任30%)
※協力構造設計事務所責任を70%とした。
4. 支払保険金 : 賠償責任額4,500万円－免責金額10万円＝4,490万円

配慮すべきポイント

木造トラスを構成する主要部材はいうまでもなく、接合部の強度確保には、接合部のゆるみ等も考慮した設計が必要である。





8

結露により天井仕上げ材が腐食

対象建築物

- 用途: 食品工場(新築工事)
- 構造: 鉄骨造 地上3階建
- 延床面積: 3,411.91㎡

事故の現象

竣工後3ヶ月経って、1階物販店舗兼食堂の天井裏と2階冷凍室の床下の上に大量の結露が発生し、天井仕上げ材が腐食した。

事故原因

給気を外気で賄う計画でありながら給気口の数が圧倒的に少なく、換気不足に起因する空気の淀みが発生。また、天井裏に急速冷凍庫の冷媒管(-55~-60℃)が通っており、この配管が強力な冷却装置になってしまった。断熱工事を行ったにもかかわらず、結果的に不十分であったため、夏場の高温多湿の空気が容易に結露する状態が繰り返され、事故が発生した。

補修内容と支払い保険金

天井仕上げ材の交換、給気口の増設、配管の断熱を再施工した。

1. 申告損害額 : 650万円
2. 認定損害額 : 420万円
※改善・改良部分については、これを否認した。
3. 賠償責任額 : 420万円(設計者責任100%)
※設備は内部設計で行った。
4. 支払保険金 : 賠償責任額420万円-免責金額10万円=410万円

配慮すべきポイント

天井裏に極端に低温の冷媒配管などを敷設する場合には、結露する可能性が極めて高いので、注意が必要である。



支払事例（滅失・破損）

9

床フローリングに浮きが発生

対象建築物

- 用途：特別養護老人ホーム（改修工事）
- 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階建
- 延床面積：3,629.45㎡

事故の現象

改修完了後4ヶ月経って、食堂（約250㎡）の床フローリングが浮き上がってしまった。

事故原因

温水床暖房があるため、釘打ちしていない既存フローリングの上に長尺塩ビシートを貼ったことにより、事故が発生した。

補修内容と支払い保険金

既存フローリングを撤去し、床モルタルでレベル調整し、仕上げ材を貼った。

1. 申告損害額：450万円
2. 認定損害額：300万円
※床モルタル塗り費用は追加工事として、これを否認した。
3. 賠償責任額：300万円（設計者責任100%）
4. 支払保険金：賠償責任額300万円－免責金額10万円＝290万円

配慮すべきポイント

- 既存フローリングの上に合板を敷き込むか、もしくは既存フローリングを全面的に撤去しセルフレベルング材を打設した上で、長尺塩ビシートを貼るべきであった。
- 改修工事においては、既存状況を十分把握し、材料の特性を配慮して最適な工法を選定する必要がある。





支払事例（沈下）

10

土間コンクリートの沈下

対象建築物

- 用途：公民館（新築工事）
- 構造：鉄骨造 平屋建
- 延床面積：406.24㎡

事故の現象

竣工直後より、土間コンクリートの沈下が発生し、天井と壁の取合い部に隙間が生じたり、建具の開閉が困難になるといった不具合が次々と発生した。

事故原因

ボーリング柱状図を確認した際に、N値ゼロのモンケン自沈層が点在する軟弱地盤であることを看過し、安易に土間コンクリートを採用したことが今回の事故につながった。

補修内容と支払い保険金

特殊樹脂を土間コンクリート下の隙間部分に注入し、化学反応による樹脂の膨張力を利用して沈下を修正した。

1. 申告損害額：600万円
2. 認定損害額：600万円
3. 賠償責任額：420万円（設計者責任100%のうち、元請設計者責任70%）

※協力構造設計事務所責任を30%とした。

4. 支払保険金：（賠償責任額420万円－免責金額10万円）×60%=246万円

※地質・地形もしくは地盤の組織にかかわる事故であることから、60%の縮小支払割合を適用。

※非会員事務所契約では、縮小支払割合は50%となる。

配慮すべきポイント

軟弱地盤に建物を設計する場合には、地盤改良工法の検討や構造スラブの採用等、沈下に対して十分な配慮をした設計が必要である。



11

空調機器の機能不発揮

対象建築物

- 用途：工場（増築工事）
- 構造：鉄骨造 地上2階建
- 延床面積：1,500.00㎡（増築面積164.16㎡）

事故の現象

増築した事務所棟の冷房が効かず、日中の室内温度が29℃～32℃前後で推移している。

事故原因

設備設計は、協力事務所である設備設計事務所に外注したが、熱負荷計算書の内容によると、OA機器等の内部発熱負荷の見込み誤りがあった。さらに、天井埋込型のダクト吹き空調システムを採用しているにもかかわらず、屋根面ではなく天井面で断熱が行われていた。また、空調機とダクトが断熱層の外側に設置されており、夏場は2～3割増しの負荷が掛かることを考慮していなかった。これらのことから空調機の選定ミスにつながった。

補修内容と支払い保険金

空調機の入替えを行った。

1. 申告損害額：180万円
2. 認定損害額：150万円

※空調機入替に伴うグレードアップ費用を否認した。

3. 賠償責任額：105万円（設計者責任100%のうち、元請設計者責任70%）

※内部発熱負荷の見落としは設備設計者の責任が大きく、断熱層と空調設備との関連については意匠設計者にも重大な責任があると考えられることから、元請設計者：協力設備設計者＝70：30の責任割合とした。

4. 支払保険金：賠償責任額105万円－免責金額50万円＝55万円

配慮すべきポイント

熱負荷計算において、設計と条件の把握が重要であり、細心の注意を払い、設計を行う必要がある。



12

暖房設備の機能不発揮

対象建築物

- 用途: 事務所兼作業場(新築工事)
- 構造: 鉄骨造 平屋建
- 延床面積: 1,592.65㎡

事故の現象

フリーダクト式蓄熱床暖房システムの効きが悪い。

事故原因

事故原因は設計者の暖房機器選定ミスである。設計者は、フリーダクト式蓄熱床暖房システムのことを、よく理解しないまま採用したために事故が発生した。また建築主に対する事前の説明が不足していた。

補修内容と支払い保険金

既存のフリーダクト式蓄熱床暖房システムを廃棄し、遠赤外線薄型パネルヒーターを設置した。

1. 申告損害額 : 330万円
2. 認定損害額 : 250万円
※改善・改良部分については、これを否認した。
3. 賠償責任額 : 150万円(設計者責任60%)
※事故原因は設計者の機器選定ミスに起因するものであるが、メーカーの責任施工契約であったことから、メーカーの責任割合を40%とした。
4. 支払保険金 : 賠償責任額150万円－免責金額50万円＝100万円

配慮すべきポイント

床暖房のシステムによっては、フリーダクト式は温度が上がりにくいので、期待値とギャップが生じやすい。建築主に対して、十分な説明をしておくことが重要である。暖房機器選定に際しては、採用予定機器の実例を調査する等、十分な配慮が必要である。



13

排水設備の能力不足

対象建築物

- 用途：物流倉庫2棟（改修工事）
- 構造：鉄骨造 地上5階建
- 延床面積：2,612.95㎡

事故の現象

倉庫の排水設備・排水ポンプの著しい能力不足により、トラックバースに冠水事故が発生した。

事故原因

倉庫改修前は道路より敷地地盤レベルの方が高かったため、ポンプアップすることなく自然放流でスムーズに排水できていたが、改修時、トラックバースを新設した際に敷地地盤を大きく掘り下げたため、排水ポンプが必要となった。その際、設計者は指定した雨水排水設備（最終柵＋排水ポンプ2台）が負担する屋根面積及び既設屋根からの流入水のことを見落していたため、本来必要とされていた排水能力の1/5前後しか発揮できない排水ポンプを設置したことが事故につながった。

補修内容と支払い保険金

排水ポンプ取替え、集水柵の増設、それに伴う電気設備工事を行った。

1. 申告損害額：260万円
2. 認定損害額：160万円

※排水ポンプの製品代等の改善・改良工事費用を否認した。

3. 賠償責任額：128万円（設計者責任80%）

※設備工事業者も既存建物の排水経路や設置するポンプの適否を、確認すべき立場にあったと考えられ、設備工事業者の責任割合を20%とした。

4. 支払保険金：賠償責任額128万円－免責金額10万円＝118万円

配慮すべきポイント

改修時において地盤の形状変更がある場合には、排水経路や水勾配に十分な配慮が必要である。また、排水設備が負担する屋根面積等に注意し、設計することが重要である。



14

空調機器の機能不発揮

対象建築物

- 用途: 商業用オフィスビル(新築工事)
- 構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階地下1階建
- 延床面積: 27,764.55㎡

事故の現象

天井隠蔽型空調機器の静圧不足により、吹出風速が低下し、暖気が上方に滞留してしまう状態が発生した。

事故原因

設備設計担当者は、必要機器能力(kW)、必要機外静圧(Pa)、天井隠蔽ダクト吹出型であることを認識した上で設計を行ったが、機種選定が不適切であり、その選定ミスを社内検図で発見できなかったことが事故につながった。

補修内容と支払い保険金

空調機器の交換を行った。

1. 申告損害額 : 2,720万円
2. 認定損害額 : 2,320万円
※空調機入替に伴うグレードアップ費用を否認した。
3. 賠償責任額 : 1,160万円(設計者責任50%)
※調査の結果、施工図承認書が未提出であったことが判明したため、施工者責任を50%とした。
4. 支払保険金 : 500万円(建築設備機能不発揮1事故支払い限度額)

配慮すべきポイント

空調機の機種選定には十分な設計上の配慮が必要である。また施工段階の施工図承認と監理業務上の慎重な確認作業が必要である。



15

給水配管の凍結

対象建築物

- 用途：宿泊施設 2棟（改修工事）
- 構造：木造（在来軸組工法） 地上2階建
- 延床面積：793.26㎡

事故の現象

被保険者は、宿泊施設全館の更新工事の設計および施工を請け負ったが、更新工事の際に交換した浴室への給水配管が、年に何度も凍結することから、建築主より是正工事の実施を求められた。

事故原因

事故原因は、配管の断熱不足である。

補修内容と支払い保険金

給水管の断熱改良に伴う仕上げ材の貼りかえを行った。

1. 申告損害額：320万円
2. 認定損害額：200万円
※改善・改良部分は、これを否認した。
3. 損害賠償額：20万円（設計者責任10%）
※設計者が施工者でもあることを考慮し、責任割合は設計者：施工者＝10：90とした。
4. 支払保険金：賠償責任額20万円－免責金額10万円＝10万円

配慮すべきポイント

給水管の凍結防止に対しては、地域の気候に十分配慮した断熱材の選定が必要である。



支払事例（遮音性能）

16 遮音の不備

対象建築物

- 用途：賃貸共同住宅（新築工事）
- 構造：木造（枠組壁工法）地上2階建
- 延床面積：476.36㎡

事故の現象

誤った仕様の界壁を採用したため遮音性能が不足し、隣室の音が聞こえてしまうと居住者から苦情が出た。

事故原因

採用した界壁が遮音性能の仕様を定める国交省告示1827号の基準を下回っていた。

補修内容と支払い保険金

界壁を改修し、遮音シートを新設した。

1. 申告損害額：800万円
2. 認定損害額：700万円

※遮音シート新設は改善・改良工事に該当するので、これを否認した。

3. 賠償責任額：350万円（設計者責任100%のうち、協力設計者責任50%）

※被保険者は元請設計者であるハウスメーカーの協力事務所であった。協力事務所といえども、界壁仕様に関する法規則や仕様を変更する際の留意、集合住宅の遮音・防火等基本性能に関するノウハウを習熟していなければならない立場にあったと判断し、元請設計者：協力設計者＝50：50の責任割合とした。

4. 支払保険金：賠償責任額350万円－免責金額10万円＝340万円

配慮すべきポイント

界壁の設計に際して国土交通省告示を踏まえて十分な検討を行い、採用すべきである。



支払対象外事例

17

補償の対象とならなかった事例

以下は、相談があったものの、補償の対象とならなかった事例です。

意匠性に関するトラブル

- 指定されていたものとは違う壁紙を施工してしまった。
- 床材が建築主のイメージしていた色合いと違っていた。
- マンションのベランダ手すりの意匠が、建築主の希望していたものとは異なっていた。
- トイレの方角が悪いので、位置を直せと言われている。
- ガレージ入口の高さが足らず、指定された車両が入らない。
- エアコン用スリーブの位置を間違えてしまい、通常のエアコンが設置できなくなってしまった。

補償の対象とならなかった理由

建築物の滅失・破損には当たらないため、補償の対象とはなかった。

性能に関するトラブル

- 男性用トイレは、自動洗浄式を指定されていたにもかかわらず、ボタン式を設置してしまった。
- 照明はLEDを指定されていたことを見落してしまった。
- ツララ防止ヒーターを設置すべきであったのに見落してしまった。
- Low-Eガラスを指定されていたが、指示ミスで違うものを設置してしまった。
- 病院に設置するエレベータのサイズを間違えてしまい、移動式ベッドが入らない。
- 近隣から室外機の音がうるさいと苦情が出て、防音壁を設置することになった。

補償の対象とならなかった理由

建築物の滅失・破損には当たらない。また設備の機能損害にも当たらないので、補償の対象とはなかった。



支払対象外事例

工期遅延や追加費用に関するトラブル

- 設計担当者が入院してしまい工期が遅れたため、予定していた建築確認が下りず賠償問題になった。
- 養鶏場の設計で工期が延び、建築主は既にひよこを購入していたため賠償問題になった。
- 積算の見落としが発覚し、追加費用が掛かってしまう。
- 設計変更があり建築確認を出し直すことになったが、工事が中断するため費用を負担しろと言われている。
- 元請事務所指定の工作物を失念し設計した結果、追加費用が発生し、責任問題になっている。

補償の対象とならなかった理由

建築物の滅失・破損には当たらない。また追加費用や再発防止のための改善・改良費用、機器品質のグレードアップ分の費用も認められない。

建賠保険補償範囲外に関するトラブル

- 建築士事務所開設者自身が設計し、所有する自宅のリビング天井の棧が大きいたわんでしまった。
- 土間床、配管ピットが沈下。調べてみたら保険加入の2年前の設計であった。

補償の対象外とならなかった理由

保険契約者や被保険者自身が設計し、所有するものに発生した損害に関しては、賠償関係が成立しない。また保険加入以前1年間より前の設計業務は保険期間外となり、補償の対象とはならない。

本保険の内容等、詳細については下記にお問合せ下さい。

< お問い合わせ先・取扱代理店 >

有限会社 日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3F
TEL 03-3552-1077 / FAX 03-3552-1066

< 引受幹事保険会社 >

東京海上日動火災保険株式会社

< 担当課 > 建設産業営業部営業第二課

〒100-0032 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL 03-3285-1853



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル6F